

公 告

尾道市上下水道料金等業務委託に係る公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和4年10月12日

尾道市上下水道事業管理者 榎山 博之

1 業務名

尾道市上下水道料金等業務委託

2 業務内容

- (1) 電話・窓口業務
- (2) 閉開栓等異動業務
- (3) 検針業務
- (4) 調定・請求業務
- (5) 収納・還付業務
- (6) 滞納整理業務
- (7) その他(1)から(6)に付随する業務

3 業務対象

- (1) 水道料金
- (2) 下水道使用料等(公共下水道、特定環境保全公共下水道、住宅団地、工業流通団地、農業集落排水、漁業集落排水)

4 履行期間

令和5年(2023年)4月1日から令和10年(2028年)3月31日までの5年間とする。

5 提案限度額

- (1) 提案限度額(委託期間総額)
584,430千円(消費税及び地方消費税を含む。)
- (2) 年次提案限度額(年度別内訳)
令和5年度 116,886千円(消費税及び地方消費税を含む。)
令和6年度 116,886千円(消費税及び地方消費税を含む。)
令和7年度 116,886千円(消費税及び地方消費税を含む。)

令和8年度 116,886千円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和9年度 116,886千円（消費税及び地方消費税を含む。）

この金額は、契約予定金額を示すものではない。また、提案される金額は、この提案限度額を超えてはならない。

6 参加資格要件

次に掲げる条件を全て満たす者で、尾道市上下水道局料金業務受託事業者選定委員会による参加資格の確認において、その資格があると認められた者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による入札参加制限を受けていないこと。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者又はこれらの統制下にある者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 令和4・5年度尾道市物品購入等、業務委託競争入札参加資格を有すること。
- (5) 参加申込書の提出の日から契約締結までのいずれの日においても、営業停止処分又は尾道市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。
- (6) 中四国地方に本店、支店又は営業所を有する者であること。
- (7) 租税を完納していること。
- (8) 個人情報の取扱いに関して、一般社団法人日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマーク制度による認証又はI SMS適合性評価制度による認証を取得していること。
- (9) 平成29年度以降に、給水人口10万人以上の水道事業者が発注する、次に掲げる業務を受託し、現在も履行中又は完了した実績を有するものであること。
 - ①電話・窓口業務
 - ②閉開栓等異動業務
 - ③検針業務
 - ④調定・請求業務
 - ⑤収納・還付業務
 - ⑥滞納整理業務
- (10) 選任・配置を予定する業務責任者及び業務責任者補佐については、常時雇用関係にある従業員であること。また、尾道市上下水道局に常駐できる者であること。
- (11) 選任・配置を予定する従事者の1名以上については、水道法第25条の4第1項に規定する給水装置工事主任技術者とし、水道メーターの取付・撤去等に関する優れた技能を有するものであること。

(12) このプロポーザルに応募しようとする他有資格業者のうちに、次に掲げる資金的関係または人的関係において密接な関係を有するものがないこと。

- ①親会社等と子会社等
- ②親会社等が同一である子会社等
- ③共同企業体とその構成員
- ④その他プロポーザルの適正さが阻害されると認められる会社等

7 参加手続

(1) プロポーザルのスケジュール

項 目	日 程
公告	令和4年10月12日(水)
参加申込書等の提出期間	令和4年10月12日(水)～10月28日(金)
参加資格審査結果通知	令和4年11月11日(金)
質問書の受付期間	令和4年11月11日(金)～11月30日(水)
業務提案書等の提出期間	令和4年11月11日(金)～12月9日(金)
ヒアリング実施日	令和4年12月23日(金)※
選定結果通知	令和5年1月上旬
習熟期間	令和5年1月中旬～3月下旬
契約締結	令和5年3月下旬
委託業務開始	令和5年4月1日(土)～

※ヒアリングは、新型コロナウイルス感染症の状況等により、日程の変更やWebによるリモート方式で行う場合がある。変更する場合は、別途通知する。

(2) プロポーザルに係る書類等の配布方法及び期間

令和4年10月12日(水)から同月28日(金)までの間において、尾道市ホームページ(トップページ>しごとの情報>業務委託・その他(入札・契約))に掲載する。

(3) 提出書類

- ①プロポーザル参加申込書(様式1)
- ②会社概要(様式は任意でA4版とする。)
- ③業務受託実績一覧表(様式2)
- ④商業登記簿謄本(3か月以内のもの)(写し可)
- ⑤直近の決算貸借対照表及び損益計算書
- ⑥消費税及び地方消費税の納税証明書(3か月以内のもの)(写し可)
- ⑦プライバシーマーク又はISMS等の取得が証明できる書類(使用の許諾又は認証の取得が証明できるもの)(写し可)
- ⑧配置予定業務責任者等調書
- ⑨配置予定給水装置工事主任技術者調書

(4) 提出期間

令和4年10月12日(水)から同月28日(金)までの間の尾道市の休日を定める条例(平成元年条例第34号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く午前9時から午後5時までとする。

(5) 提出方法 持参に限る。

(6) 提出先 問い合わせ先に同じ(尾道市上下水道局経営総務課)

8 参加資格審査及び結果通知

参加申込書及びその他書類を提出した事業者には、参加資格の審査を行い、結果を書面にて通知する。また、参加資格を認めた者には業務提案書の作成に係る参考資料を配布する。

9 質問の受付、回答

(1) 業務提案書等の作成方法及び仕様書等について質問がある場合は任意様式の書面により質問書を提出すること。

(2) 受付期間

令和4年11月11日(金)から同月30日(水)までの間の休日を除く午前9時から午後5時までとする。

(3) 提出方法 持参に限る。

(4) 提出先 問い合わせ先に同じ(尾道市上下水道局経営総務課)

(5) 質問に対する回答は、質問を受理した日から7日(休日を除く。)以内に尾道市ホームページに掲載及び尾道市上下水道局経営総務課にて閲覧に供する。

10 業務提案書等の提出

(1) 提出書類及び提出部数(様式は任意でA4版とする。)

①業務提案書 14部

②見積書(各年度毎・業務毎の内訳書) 14部

(2) 提出期間

令和4年11月11日(金)から同年12月9日(金)までの間の休日を除く午前9時から午後5時までとする。

(3) 提出方法 持参に限る。

(4) 提出先 問い合わせ先に同じ(尾道市上下水道局経営総務課)

11 業務提案書の記載内容

(1) 会社内容

①会社概要

②業務受託実績

(2) 業務体制等

①従事者配置計画(指揮命令及び責任体制、配置人員の役割等)

- ②人材育成方針及び研修等の実施内容
- (3) 地域貢献（地元経済・地元雇用）に対する考え方
- (4) 業務総論
 - ①法令遵守
 - ②個人情報保護等管理体制
 - ③危機管理体制
 - ④サービス規程体制
 - ⑤労働安全衛生体制
 - ⑥市民サービス向上への対策
 - ⑦利用者からの苦情に対する対応方針
- (5) 業務各論
 - ①電話・窓口業務
 - ②閉開栓等異動業務
 - ③検針業務
 - ④調定・請求業務
 - ⑤収納・還付業務
 - ⑥滞納整理業務
- (6) その他の業務提案

12 業務提案書等のヒアリング等

- (1) 日時 令和4年12月23日（金）（詳細は、別途通知する。）
新型コロナウイルス感染症の状況等により、日程の変更やWebによるリモート方式で行う場合がある。変更する場合は、別途通知する。
- (2) 場所 尾道市上下水道局長江庁舎（尾道市長江三丁目6番52号）
- (3) 内容
 - ①業務提案書に基づくプレゼンテーション
 - ②業務提案書に係る質問等
- (4) プレゼンテーションは、40分程度を目安とし、業務提案書に準じたパワーポイントによるものを推奨する。
- (5) プレゼンテーション等に係る参加人数は、1社当たり3名以内とし、配置予定業務責任者は必ず加わるものとする。
- (6) ヒアリング時における追加資料等は、認めないものとする。
- (7) 提案業者が、このヒアリングに参加しない場合は、プロポーザルを辞退したものとみなす。
- (8) ヒアリング後、選定委員会において審査を行い、最高の評価を得た提案業者を受託予定業者として決定する。
- (9) 提案業者が1者の場合であっても、提案内容を審査の上、適当と認められる場合には、受託予定業者とする。

13 選定結果通知

受託候補者を選定した後は、速やかに提案業者に書面にてその結果を通知する。また、提案業者の審査結果（順位・点数）並びに評価を行った委員の氏名を尾道市上下水道局ホームページにおいて公表する。

14 契約内容協議

(1) 尾道市上下水道局と受託予定業者は、業務委託仕様書及び業務提案書等に基づき、委託業務の契約に関する協議を行い、合意に至った場合は、契約予定者とし、習熟期間を経てその契約を締結するものとする。

(2) 尾道市上下水道局は、受託予定業者との協議が合意に至らなかった場合は、業務提案ヒアリングにおける評価が高い提案業者から順に契約に係る協議を行うことができるものとする。

15 失格事項

(1) 契約予定者に次のいずれかの事項があった場合は、失格とする。

①提出書類に虚偽の記載があった場合

②参加資格要件を満たしていない、又は満たすことができなくなった場合

③審査の公平性に影響を与える行為があった場合

(2) 尾道市上下水道局は、契約予定者に失格事由が認められた場合は、業務提案ヒアリングにおける評価が高い提案業者から順に契約に係る協議を行うことができるものとする。

16 習熟期間

(1) 令和5年1月中旬から同年3月下旬までを業務の習熟期間とする。

(2) 契約予定者は、自らの責任で配置予定従事者の現場訓練を含む習熟訓練を行うものとする。なお、契約予定者は、事前に習熟計画書を尾道市上下水道局へ提出し、承認を得るものとする。

(3) 契約予定者は、習熟期間に係る全ての費用を負担するものとする。

(4) 尾道市上下水道局は、契約予定者の習熟が著しく不十分であり、委託業務の遂行が困難であると判断した場合は、習熟期間を打ち切るとともに契約予定を破棄し、業務提案ヒアリングにおける評価が高い提案業者から順に契約に係る協議を行うことができるものとする。

17 その他

(1) 提案業者は、本プロポーザル参加に伴う費用を全て負担するものとする。

(2) 尾道市上下水道局は、業務提案ヒアリングに係る提出書類を提案業者に返却しないものとする。

18 問い合わせ先

尾道市上下水道局 経営総務課 営業管理係

〒722-0046 尾道市長江三丁目6番52号

TEL 0848-29-3411 FAX 0848-37-1956

E-Mail suido@city.onomichi.hiroshima.jp